

新生児蘇生法委員会規定

(名称)

第1条 本委員会は、日本周産期・新生児医学会新生児蘇生法委員会（以下、委員会）という。

(目的)

第2条 委員会は、周産期医療関係者に標準的な新生児心肺蘇生法を普及し、新生児がより高いレベルの医学・医療の恩恵を受けることを可能にすると共に、社会の福祉に貢献することを目的とする。

(事業)

第3条 委員会は、前条の目的達成のために、次の新生児蘇生法普及事業を行う。

- (1) 新生児蘇生法の研究、調査、審議、及び支援
- (2) 新生児蘇生法を普及させるための講習会の認定
- (3) インストラクターの養成と認定
- (4) 新生児蘇生法講習会受講者の講習修了認定
- (5) その他本事業遂行に必要な業務

2 委員会が行う前項の事業を総じてN C P Rと略称する。

(小委員会)

第4条 前条の事業を円滑に実務遂行するために、次の小委員会を定める。

- (1) 制度改革推進小委員会
- (2) トレーニングサイト運営小委員会
- (3) I L C O R 担当小委員会

(講習会の種類)

第5条 第3条に定められた新生児蘇生法講習会は、委員会が直接的に開催する講習会（以下、主催講習会等と称す。）と、第3条3号で認定されたインストラクターに開催を委託する講習会（以下、公認講習会と称す。）の二種類とし、各々の講習内容は委員会の承認を得なければならない。

2 各種講習会のコース名称や開催要件等に関する事項は別に定める。

(委員会の構成)

第6条 委員会の委員は、本学会員のうちよりA、B領域から選出し、理事会の承認を得る。

- (1) 委員長は、原則として担当理事あるいは特任理事とする。
- (2) 幹事は、委員長が必要に応じて選任する。
- (3) 委員会の議決を経て、名誉委員をおくことができる。

(委員の任期)

第7条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

(名誉委員)

第8条 第6条第3項に定められた名誉委員は、年齢65歳以上の会員で、次のいずれかの条件を満たし、本委員会の発展に功績の顕著な者について推薦する。

- (1) 委員長を2期以上務めた者
 - (2) 副委員長を3期以上務めた者
 - (3) 委員長の指名をもとに委員会の承認を得た者
- 2 名誉委員は委員会に出席し意見を述べるができるが、議決権は有さない。
- 3 名誉委員の任期は原則として委員の任期と同一とし、再任を妨げない。

(認定取消)

第9条 第3条に規定する認定の取消は、委員会の議を経て、理事会の承認を得なければならない。

(疑義)

第10条 第8条の議決に不服がある場合は、新生児蘇生法委員会に疑義を申し立て、あるいは弁明することができる。

(公示)

第11条 本学会は新生児蘇生法普及事業に関する必要な事項を、本学会機関誌及びホームページに公示するものとする。

(事務局)

第12条 新生児蘇生法普及事業の事務局を日本周産期・新生児医学会におく。

(細則)

第13条 第3条を円滑に運営するために、別途、規定施行細則として定める。

(規定の変更)

第14条 本規定の変更は、委員会の発議により理事会の議を経て変更できる。

附則

この規定は2022年4月12日より施行する。